

県南広域振興局長告示第41号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、遠野市土地改良区（遠野市）から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成27年3月10日

県南広域振興局長 遠藤達雄

理事

菊池正雄 遠野市東館町10番46号